

漁港関係工事積算基準 の 改定・追加・訂正

適用年月日
(令和6年(2024年)6月1日以降積算基準日適用)

区分	ページ	現 行	改 定	備 考																				
第2部 漁港関係工 事積算基準 標準歩掛 第4章 業務委託の 施工歩掛 1700 土質調査 積算基準 2. 積算価格 の内訳 別表第1	土質-1	2. 積算価格の内訳 「漁港漁場関係工事積算基準 第2部 漁港漁場関係事業調査設計・測量業務等の積算基準 第3編 土質調査業務 1節 土質調査業務 2. 積算価格の内訳」を適用するが、「2-4 諸経費」における「別表第1」は次のとおりとする。 別表第1 <table border="1"> <thead> <tr> <th>直接調査費 +間接調査費</th> <th>100万円以下</th> <th colspan="2">100万円を超え7,000万円以下</th> <th>7,000万円 を超えるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用区分等</td> <td>下記の率とする。</td> <td colspan="2">算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</td> <td>下記の率とする。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>A</td> <td>b</td> <td></td> </tr> <tr> <td>率又は変数値</td> <td>59.9%</td> <td>285.3</td> <td>-0.113</td> <td>37.1%</td> </tr> </tbody> </table> <p>対象額が100万円を超え7,000万円以下の場合の算定式</p> $Z = A \cdot Y^b$ <p>ただし、 Z：諸経费率(単位：%) Y：直接調査費+間接調査費(単位：円) A、b：変数値</p> <p>注) 1. 諸経费率(Z)の値は、小数第2位を四捨五入して1位止めとする。 2. 「国土地盤情報データベース検定費」は諸経費の対象としない。</p>	直接調査費 +間接調査費	100万円以下	100万円を超え7,000万円以下		7,000万円 を超えるもの	適用区分等	下記の率とする。	算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。			A	b		率又は変数値	59.9%	285.3	-0.113	37.1%	2. 積算価格の内訳 「漁港漁場関係工事積算基準 第2部 漁港漁場関係事業調査設計・測量業務等の積算基準 第3編 土質調査業務 1節 土質調査業務 2. 積算価格の内訳」を適用するが、「2-4 諸経費」における「別表第1」(一般調査業務における諸経费率)については、「土木事業委託積算基準 調査編〔1〕地質調査積算基準 1-3 地質調査業務費の積算方法 別表第1」を適用する。 なお、「国土地盤情報データベース検定費」は諸経費の対象としない。 また、「1節 土質調査業務」における「旅費」及び「3. 標準歩掛」における「旅費」については、「1300 総則」を適用し、旅費交通費に係る基準日額は直接人件費としてその他原価の対象とする。	諸経费率 の改定 (道土木参照へ)
		直接調査費 +間接調査費	100万円以下	100万円を超え7,000万円以下		7,000万円 を超えるもの																		
適用区分等	下記の率とする。	算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。																				
		A	b																					
率又は変数値	59.9%	285.3	-0.113	37.1%																				
(参考)土木事業委託積算基準 調査編〔1〕地質調査積算基準 1-3 地質調査業務費の積算方法 別表第1 <div style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block;">令和6年(2024年)4月1日以降積算基準日適用</div>																								
		なお、1節 土質調査業務における「旅費」及び3. 標準歩掛における旅費については、「1300 総則」を適用し旅費交通費に係る基準日額は直接人件費としてその他原価の対象とする。	別表第1 (1) 諸経费率標準値 <table border="1"> <thead> <tr> <th>対 象 額</th> <th>100万円以下</th> <th colspan="2">100万円を超え 3,000万円以下</th> <th>3,000万円を 超えるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用区分等</td> <td>下記の率とする</td> <td colspan="2">(2)の算定式により求められた率とする。 ただし、変数値は下記による。</td> <td>下記の率とする</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>A</td> <td>b</td> <td></td> </tr> <tr> <td>率又は変数値</td> <td>82.5%</td> <td>290.2</td> <td>-0.091</td> <td>60.6%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 算定式</p> $Z = A \times Y^b$ <p>ただし、 Z：諸経费率(単位：%) Y：対象額(単位：円)(直接調査費+間接調査費) A、b：変数値</p> <p>(注) 諸経費の値は、小数点以下第2位を四捨五入して、小数点以下1位止めとする。</p>	対 象 額	100万円以下	100万円を超え 3,000万円以下		3,000万円を 超えるもの	適用区分等	下記の率とする	(2)の算定式により求められた率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする			A	b		率又は変数値	82.5%	290.2	-0.091	60.6%	
対 象 額	100万円以下	100万円を超え 3,000万円以下		3,000万円を 超えるもの																				
適用区分等	下記の率とする	(2)の算定式により求められた率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする																				
		A	b																					
率又は変数値	82.5%	290.2	-0.091	60.6%																				